

SATO'S NEWS LETTER

平成 31 年度協会けんぽ保険料率 3 月分（4 月納付分）から改定されます。

平成 31 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分（4 月納付分）*からの適用となります。

*任意継続被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更となります。

平成 31 年度都道府県単位保険料率

北海道	10.31%	石川県	9.99%	岡山県	10.22%
青森県	9.87%	福井県	9.88%	広島県	10.00%
岩手県	9.80%	山梨県	9.90%	山口県	10.21%
宮城県	10.10%	長野県	9.69%	徳島県	10.30%
秋田県	10.14%	岐阜県	9.86%	香川県	10.31%
山形県	10.03%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.02%
福島県	9.74%	愛知県	9.90%	高知県	10.21%
茨城県	9.84%	三重県	9.90%	福岡県	10.24%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.87%	佐賀県	10.75%
群馬県	9.84%	京都府	10.03%	長崎県	10.24%
埼玉県	9.79%	大阪府	10.19%	熊本県	10.18%
千葉県	9.81%	兵庫県	10.14%	大分県	10.21%
東京都	9.90%	奈良県	10.07%	宮崎県	10.02%
神奈川県	9.91%	和歌山県	10.15%	鹿児島県	10.16%
新潟県	9.63%	鳥取県	10.00%	沖縄県	9.95%
富山県	9.71%	島根県	10.13%		

※40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.73%）が加わります。

平成 31 年度 雇用保険料率 平成 30 年度から変更ありません。

平成 31 年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)			② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000	
(30年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000	
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000	
(30年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000	
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000	
(30年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000	

(枠内の下段は平成30年度の雇用保険料率)

2019 年 3 月号
(No.110)



CONTENTS

- 平成 31 年度協会けんぽ健康保険料率と雇用保険料率 … P.1
- 平成 31 年 4 月 1 日以降一括有期事業を開始する際の事務手続き変更について …… P.2
- 個人情報の適用対象についても一度確認しましょう … P.2
- トライアル雇用助成金の対象者が変更になります …… P.3
- セミナー情報 …… P.4
- 人事労務ニュース …… P.4
- スタッフ紹介 …… P.4

3 月の社会保険労務と税務

3 月 11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出
- 4 月 1 日
- 健康保険・厚生年金保険料納付

公式 Facebook ページ開設



いいね!

平成 31 年 4 月 1 日以降一括有期事業を開始する際の事務手続きについて

平成 31 年 4 月 1 日以降一括有期事業を開始する際の事務手続きについて

行政手続きの簡素化と事業主の事務負担を軽減することを目的として労働保険に関する法令を改正し、以下の 2 点において変更になります。

①一括有期事業開始届の廃止

平成 31 年 3 月 31 日までに開始した一括有期事業 ・翌月 10 日までに所轄の労働基準監督署へ届出が必要で す。	平成 31 年 4 月 1 日以降に開始した一括有期事業 ・一括有期事業開始届が廃止されるため、労働基準監督 署への届出が 不要 になります。
---	--

②一括有期事業の地域要件の廃止

平成 31 年 3 月 31 日までに開始した一括有期事業 ・地域要件が定められており、一括できない地域の分につ いては個別に有期事業として成立させる必要があります。	平成 31 年 4 月 1 日以降に開始した一括有期事業 ・ 地域要件が廃止 され、遠隔地で行われるものであつ ても一括されます。
---	--

※有期事業が一括されるには①概算保険料の額が 160 万円未満であり、かつ、事業の規模が請負金額 1 億 8000 万未満（建設の事業）又は素材見込生産量 1000 立方メートル未満（立木伐採事業）であることが必要です。

個人情報保護の適用対象についても一度確認しましょう

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う**すべての事業者が対象**です。

個人情報保護法でいう個人情報とは、以下のものをすべて含まれたものを指します。

①**個人に関する情報**、②**特定の個人を識別できるもの**、③**個人識別符号が含まれるもの**

※マイナンバー、パスポート番号、DNA、指紋・顔認証・音声データ等も個人情報に含まれます。

個人情報保護が**情報セキュリティ対策に繋がります**。

・情報漏えい、流出は誤送信や置き忘れ等の過失、ウィルス感染や不正アクセス、不正な持ち出しによって発生します。

個人情報保護で求められる安全管理措置の整備が、法人全体の情報セキュリティ対策に繋がります。



サトーでは、個人情報取扱事業者として個人情報が漏えいすることのないよう万全の対策を立てております。

また、子会社である株式会社サトーアソシエイツでは第 3 者認証機関の一つである J A P H I C マーク取得のためのコンサルティングを行っております。詳しくはサトーまでお問い合わせください。

トライアル雇用制度の対象者が変更になります。

平成 31 年 4 月 1 日から「トライアル雇用制度」の対象者が変更になります。

「トライアル雇用制度」及び「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」は、より必要とする方が出来るよう平成 31 年 4 月以降、以下のように対象者を一部変更する予定です。

◆トライアル雇用とは、常用雇用に移行することを目的に、一定の期間（原則 3 か月間）試行雇用することをいいます。

対象者に追加

- ・ **ニートやフリーター等で45歳未満の人**
- ・ **生活困窮者**

- ◆ 上記の変更に伴い、以下の対象者区分は廃止します（下表参照）。
 - ・ 就労経験のない職業に就くことを希望する人
 - ・ 学校卒業後 3 年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人
- ◆ 追加される対象者の詳細な要件については、別途お知らせします。

対象者の一覧（新旧対照表）

	現 行	平成31年4月1日以降
トライアル雇用の対象者	① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人	(廃止)
	② 紹介日時点で、学校卒業後 3 年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人	(廃止)
	③ 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している人	① 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している人
	④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が 1 年を超えている人	② 紹介日の前日時点で、離職している期間が 1 年を超えている人
	⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が 1 年を超えている人	③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が 1 年を超えている人
	(新設)	④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等で 45 歳未満の人
⑥ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者	⑤ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、 生活困窮者	

セミナー情報

働き方改革実務対応勉強会のご案内

助成金のスペシャリストがお届けする人気セミナーを開催致します！

講師：社会保険労務士法人サトー 今田 真吾（いまだ しんご）

【第1部】働き方改革の実務対応

- ① 残業上限設定。
 - ② 有休の確実な取得
 - ③ 同一労働同一賃金
 - ④ 平成31年4月以降の法改正に対する実務対応
- ①～④についてご説明いたします。

【第2部】最新助成金情報をお伝えいたします。

- ① 助成金とは？
 - (ア) 助成金が受給できるケース (イ) 助成金をもらう手順 (ウ) 注意点
 - ② 活用しやすい助成金
 - ③ 人材定着、人材確保に特化した助成金
- ①～③についてご紹介いたします。

◆日時：平成31年3月8日（金）13:00～16:00

◆会場：社会保険労務士法人サトー広島事務所 研修室
（広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8階）

※お車でお越しの方はお近くのコインパーキングをご利用ください

◆費用：無料

◆お申し込み締切：3月7日（木）まで

◆お申込み、お問い合わせ：弊社まで



人事労務ニュース

・パワハラ対策法案要綱を了承（2月15日）

厚生労働省の労働政策審議会は14日、企業に相談体制の整備等、パワハラ対策を義務付ける雇用対策推進法改正案等の要綱を了承した。改正法案を今国会に提出し、成立すれば1年内に施行されるが、中小企業に対しては2年の猶予期間を設ける。同審議会では、一般事業主行動計画の策定等の義務を101人以上の事業主に拡大する女性活躍推進法の改正案要綱も了承された。

スタッフ紹介

加藤 千枝
（かとう ちえ）



血液型：B型
趣味：登山・旅行

昨年9月にサトーへ入社し、給与計算部門に配属となりました。前職では損害保険会社で企業代理店営業に携わっておりました。新たな分野での挑戦となるため、先輩方から日々多くのことを学ばせていただいております。いち早く皆様のお役にたてるよう努力してまいりますので、どうぞお願い申し上げます。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8階

月～金 9:00～18:00（12:00～13:00を除く）
電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町I 6階

月～金 9:00～18:00（12:00～13:00を除く）
電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983